

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 21日

名古屋市長 様

提出者

住 所 名古屋市港区昭和町17番地の23
氏 名 東亜合成株式会社 名古屋工場
執行役員工場長 野村 幸司
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 052-611-9815

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東亜合成株式会社 名古屋工場
事業場の所在地	名古屋市港区昭和町17番地の23, 名古屋市港区船見町1番地の42
計画期間	令和6年 4月 1日 ~ 令和7年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

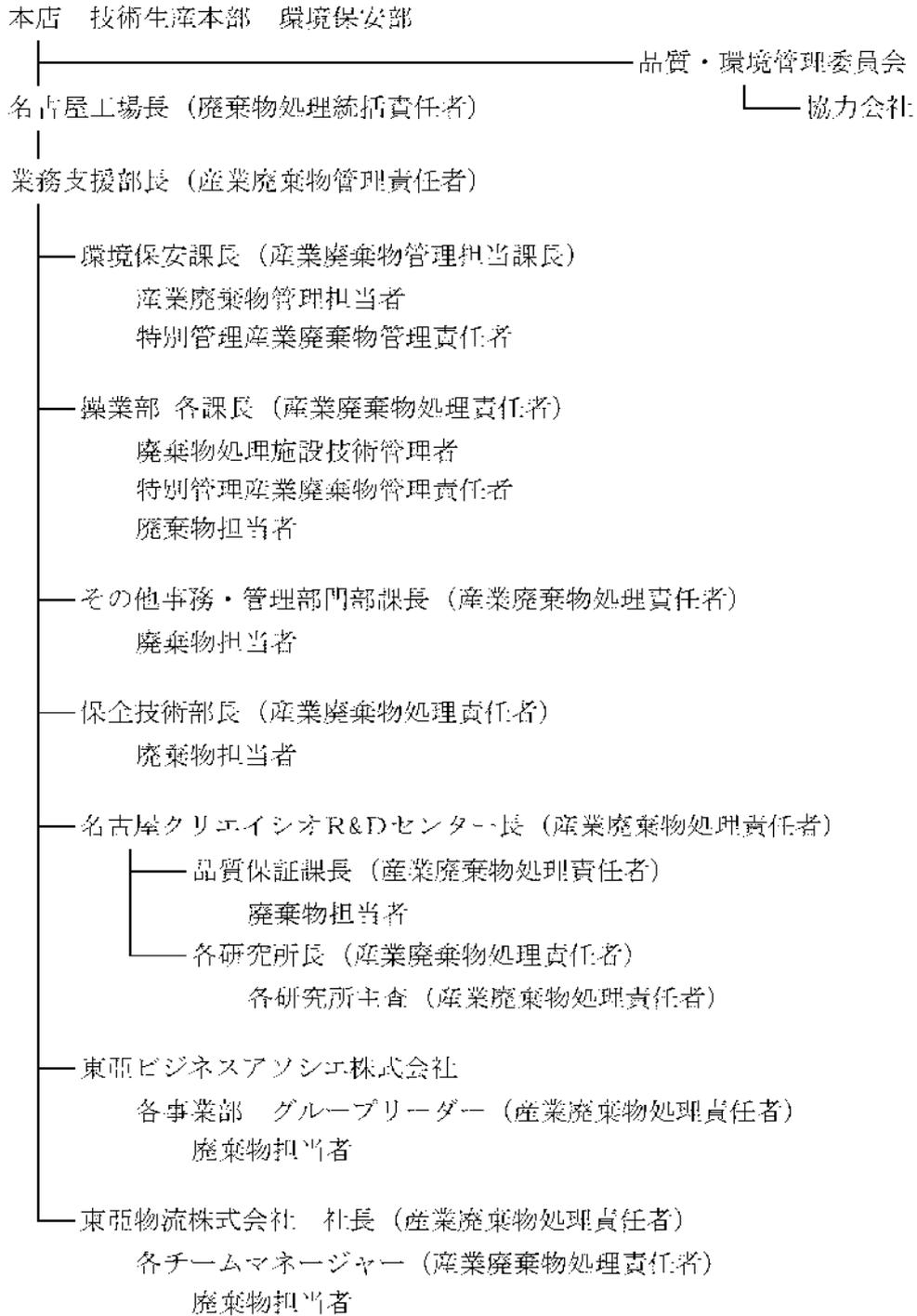
① 事業の種類	16:化学工業
② 事業の規模	40,612百万円(当該事業所の製造品出荷額)
③ 従業員数	606人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>1. 汚泥</p> <p>① 製造工程中のタンク内汚泥、工程洗浄液・ピット汚泥 ⇒ 中間処理業者に分級、脱水処理等を委託 → セメント原料として再利用、又は埋立処分 ⇒ 中間処理業者にセメント固化を委託 → 埋立</p> <p>② 汚泥の脱水施設処理汚泥(第153101号, 第183201号, その他) ⇒ 中間処理業者に混練、改質分級、乾燥を委託 → セメント原料として使用 ⇒ セメント会社に焼却処分を委託し、セメント原料として使用</p> <p>③ 廃製品、原料 他 ⇒ 中間処理業者に混練・乾燥又は焼却を委託 → 混練・乾燥後は焼却しセメント原料として使用 焼却後は、熔融処理後、建設材料等に使用</p>

<p>④産業廃棄物の一連の処理の工程</p>	<p>④浄化水製造工程スラッジ ⇒中間処理業者に脱水処理を委託 → セメント原料として再利用、又は埋立処分</p> <p>⑤廃試薬 ⇒中間処理業者に焼却処理を委託 → 埋立処分</p> <p>2. 廃プラスチック</p> <p>①樹脂製パレット ⇒中間処理業者に破砕処理を委託 → 材料として再利用</p> <p>②フレコン、ファイバードラム ⇒中間処理業者に破砕、押出成形を委託 → 押出成形：RPFとして売却 ⇒中間処理業者に破砕を委託 → 焼却処分（残渣なし） ⇒中間処理業者に焼却を委託 → 埋立</p> <p>③紙袋（ポリエチレン内装） ⇒中間処理業者に梱包を委託 → 材料として再利用</p> <p>④廃製品、原料、機器等金属複合品 他 ⇒中間処理業者に選別、焼却、切断、圧縮を委託 → 建設用材料として再資源化、又は埋立処分</p> <p>⑤無機課 水銀汚染廃プラ ⇒中間処理業者に焙焼処理を委託 → 埋立</p> <p>3. 廃油</p> <p>①アロニックス製造工程溶媒廃液、 ⇒自社廃液焼却処理施設（第893204-1号）で焼却</p> <p>②アクリル製造工程廃液 ⇒廃液焼却処理施設（第893204-1号）で焼却</p> <p>③ポリマー工場工程品、廃原料、機械油、化成品課廃製品 ⇒中間処理業者にエマルジョン燃料化、混錬を委託 → 燃料として再利用</p> <p>④アロニックス製造工程品・廃製品、研究廃液 ⇒中間処理業者に焼却処理を委託 → 建設用材料やセメント原料化、又は埋立処分</p> <p>⑤R & D廃試薬 ⇒中間処理業者に焼却処理を委託→埋立処分</p> <p>4. 廃アルカリ</p> <p>①アロニックス工程排水 ⇒中間処理業者に中和・エマルジョン燃料化を委託 → 燃料として再利用 ⇒中間処理業者に焼却処理を委託 → 再資源化 ⇒中間処理業者に濃縮を委託 → 燃料として再利用、または焼却</p> <p>②泡消火薬剤 ⇒中間処理業者にエマルジョン燃料化を委託 → 燃料として再利用</p> <p>③無機課工程排水 ⇒ 廃酸・廃アルカリの中和施設（第043202-1号）で中和処理</p> <p>④R & D廃試薬 ⇒中間処理業者に焼却処理を委託 → 建設用材料や埋立処分</p> <p>5. 廃酸</p> <p>①アロニックス廃酸スラッジ、廃製品、廃原料 ⇒中間処理業者に焼却処理を委託 → 再資源化</p> <p>②R & D廃試薬 ⇒中間処理業者に焼却処理を委託 → 埋立処分</p> <p>6. 木くず</p> <p>①廃パレットや廃木材 ⇒中間処理業者に破砕・チップ加工を委託 → チップ原料及び燃料として再資源化</p>
------------------------	--

<p>④産業廃棄物の一連の処理の工程</p>	<p>7. 金属くず ①配管等 ⇒中間処理業者に切断・圧縮を委託し再資源化 ②包装材料等 ⇒中間処理業者に切断を委託し再資源化 ③機器等プラスチック複合品 他 ⇒中間処理業者に選別、焼却処理を委託 → 材料として再資源化又は、埋立処分 ④無機課 水銀汚染金属くず ⇒中間処理業者に焙焼処理を委託 → 埋立 ⑤水銀使用製品産業廃棄物 ⇒中間処理業者に焙焼処理を委託 → 埋立</p> <p>8. ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ①試薬ビン類、実験器具類 ⇒中間処理業者に破碎処理を委託 →埋立処分 ⇒褐色試薬瓶：中間処理業者に破碎処理を委託 →建設用材料として再利用 ②水銀灯等水銀使用製品 ⇒中間処理業者に焙焼処理を委託 → 埋立処分 ③R & D試験済みコンクリートくず・タイル等 ⇒中間処理業者に破碎処理を委託 → 建設用材料として再利用 ④保温材 ⇒中間処理業者に焼却処理を委託 → 建設用材料として再利用 ⑤無機課 水銀汚染コンクリートくず ⇒中間処理業者に焙焼処理を委託 → 埋立</p> <p>9. がれき類 ①無機課 水銀汚染がれき類 ⇒中間処理業者に焙焼処理を委託 → 埋立 ②がれき類 ⇒中間処理業者に破碎処理を委託 → 建設用材料として再利用 ③がれき類(石綿含有産業廃棄物) ⇒埋立処分業者に埋立処分を委託</p> <p>10. 燃え殻 ①無機課 水銀吸着活性炭(水銀含有ばいじん等) ⇒中間処理業者に焙焼又は焼却処理を委託→ 埋立 ②無機課 カーボン製設備 ⇒中間処理業者に焼却を委託→ 埋立 ③無機課精製工程廃活性炭 ⇒ 中間処理業者に焼却を委託→ 埋立 ⇒ 中間処理業者に分級を委託→ 焼却しセメント原料化又は埋立 ④防毒マスク用吸収缶 ⇒中間処理業者に焼却処理を委託→ 埋立 ⑤アクリル廃液焼却炉の燃え殻 ⇒中間処理業者に混錬、混錬乾燥を委託→ セメント原料化</p>
------------------------	--

産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	別紙のとおり	
	(これまでに実施した取組) ・汚泥削減 製造条件を変更することによる排出量削減を検討 ・廃プラスチック削減 ファイバードラム等の転利用 ・廃油削減 廃製品削減（操業トラブル防止、在庫削減）等 溶媒廃液削減 製造条件変更検討 有価売却検討 ・廃酸・廃アルカリ削減 工程洗浄廃液 洗浄方法改善による洗浄液量削減 ・廃プラスチック、木くず、金属くず削減 有価売却検討		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	別紙のとおり	
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥及び廃プラスチック、廃酸・廃アルカリの排出量削減について検討を継続。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物の種類別に保管場所を決め、分別保管しています。 また、廃棄物担当者を各職場に選任し、教育を行い、分別の徹底を図っています。 分別状態に不具合があれば、産業廃棄物管理担当者から各職場の廃棄物担当者を通じて、或いは全社員に直接注意喚起を行っています。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 従来の取り組みを継続します。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の再生利用について探索に努めているが、実現していません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		
(これまでに実施した取組) ・産業廃棄物処理施設を設置し処理を実施しています。 ・浄化水製造工程汚泥について、2.3m ³ /日の脱水設備が完成したので、処理委託量の削減を開始。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋処分を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙のとおり	
	優良認定処理業者への処理委託量		
	再生利用業者への処理委託量		
	認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	(これまでに実施した取組) ・再生利用業者への処理委託の推進 ・有価物として販売推進(廃プラスチック、金属くず、木くず・紙くず、廃油)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙のとおり	
	優良認定処理業者への処理委託量		
	再生利用業者への処理委託量		
	認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用業者への処理委託の推進を継続（特に汚泥、金属複合品に注力） ・有価物(廃プラスチック、金属くず、木くず、廃油)として販売推進を継続 ・優良認定処理業取得の働きかけ及び優良認定処理業者への委託推進を継続 ・熱回収業認定取得の働きかけ及び熱回収業者への委託推進を継続		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

	廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	廃油	廃アルカリ	廃酸	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	がれき類	燃え殻
	名称(任意の名称を記入してください)		(石綿含有産業廃棄物含む)					(水銀使用製品含む)	(水銀使用製品含む)	(石綿含有産業廃棄物含む)	(水銀含有ばいじん等を含む)
①	排出量(t)	26,366	202.6	17,110	355,276	117,480	44.3	57.4	3.8	0	5.0
②	自ら再生利用を行った量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	自ら熱回収を行った量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦	自らの中間処理による減量(t)	24,940	0	16,895	354,058	117,440	0	0	0	0	0
⑩	処理委託した全量(t)	1,426	202.6	215	1,218	39.7	44.3	57.4	3.8	0	5.0
⑪	優良認定処理業者への処理委託量(t)	1,357	151.8	215	1,121	39.7	0	4.5	1.8	0	5.0
⑫	再生利用業者への処理委託量(t)	417	59.8	112	1,038	2.1	44.3	57.3	2.4	0	3.0
⑬	認定熱回収業者への処理委託量(t)	15.7	1.2	25	25	1.7	0	0	0	0	0
⑭	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	94.2	103.2	52	0	32.6	0	0	1.1	0	0

別紙2

【今年度(令和6年度)計画】

	廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	廃油	廃アルカリ	廃酸	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	がれき類	燃え殻
	名称(任意の名称を記入してください)		(石綿含有産業廃棄物含む)					(水銀使用製品含む)	(水銀汚染物含む)	(石綿含有産業廃棄物含む)	(水銀含有ばいじん等を含む)
①	排出量(t)	26,103	200.6	16,939	351,723	116,305	43.8	56.8	3.8	0.0	4.9
②	自ら再生利用を行う量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	自ら熱回収を行う量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦	自らの中間処理による減量(t)	24,691	0	16,726	350,517	116,266	0	0	0	0	0
⑩	処理委託する全量(t)	1,412	200.6	212.8	1,206	39.3	43.8	56.8	3.8	0.0	4.9
⑪	優良認定処理業者への処理委託量(t)	1,357	151.8	212.8	1,121	39.3	0	4.5	1.8	0.0	4.9
⑫	再生利用業者への処理委託量(t)	417	59.8	111.9	1,038	2.1	43.8	56.8	2.4	0	3.0
⑬	認定熱回収業者への処理委託量(t)	15.7	1.2	24.5	24.8	1.7	0	0	0	0	0
⑭	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	94.2	103.2	52.4	0.0	40.3	0	0	1.1	0	0